

公開用

令和4年第4回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その3

令和4年12月15日提出

目 次

議案第 105 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 2 号) -----	1
議案第 106 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 5 号) -----	1 8
議案第 107 号	副市長の選任について -----	3 0
議案第 108 号	副市長の選任について -----	3 3
議案第 109 号	教育委員会委員の任命について -----	3 6
議案第 110 号	動産の取得について -----	3 9
報告第 3 1 号	専決処分の報告について -----	4 0

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87,504,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		19,651,914	184,172	19,836,086
	2 国庫補助金	7,258,864	184,172	7,443,036
16 県支出金		6,369,304	30,188	6,399,492
	2 県補助金	1,565,109	30,188	1,595,297
20 繰越金		2,029,967	40,440	2,070,407
	1 繰越金	2,029,967	40,440	2,070,407
22 市債		3,014,105	5,900	3,020,005
	1 市債	3,014,105	5,900	3,020,005
歳 入 合 計		87,243,621	260,700	87,504,321

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,890,905	34,525	8,925,430
	3 戸籍住民基本台帳費	629,976	34,525	664,501
3 民生費		39,329,160	7,425	39,336,585
	1 社会福祉費	18,248,442	7,425	18,255,867
4 衛生費		11,794,597	207,176	12,001,773
	1 保健衛生費	6,909,110	199,619	7,108,729
	2 清掃費	4,885,487	7,557	4,893,044
10 教育費		8,677,322	11,574	8,688,896
	2 小学校費	1,653,431	8,446	1,661,877
	3 中学校費	887,913	3,116	891,029
	5 社会教育費	1,410,874	12	1,410,886
歳 出 合 計		87,243,621	260,700	87,504,321

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	萩園いこいの里管理経費	7,425

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
萩園いこいの里整備事業債		5,900	普通貸借又は証券発行。事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	3,014,105	3,020,005			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	19,651,914	184,172	19,836,086
16 県支出金	6,369,304	30,188	6,399,492
20 繰越金	2,029,967	40,440	2,070,407
22 市債	3,014,105	5,900	3,020,005
歳入合計	87,243,621	260,700	87,504,321

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,890,905	34,525	8,925,430
3 民生費	39,329,160	7,425	39,336,585
4 衛生費	11,794,597	207,176	12,001,773
10 教育費	8,677,322	11,574	8,688,896
歳 出 合 計	87,243,621	260,700	87,504,321

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	財	源	一般財源
国県支出金	地方債	その他	
34,525	0	0	0
0	5,900	0	1,525
169,420	0	0	37,756
10,415	0	0	1,159
214,360	5,900	0	40,440

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	19,651,914	184,172	19,836,086
2 国庫補助金	7,258,864	184,172	7,443,036
1 総務費国庫補助金	461,893	34,525	496,418
3 衛生費国庫補助金	938,114	139,232	1,077,346
7 教育費国庫補助金	478,678	10,415	489,093
16 県支出金	6,369,304	30,188	6,399,492
2 県補助金	1,565,109	30,188	1,595,297
3 衛生費県補助金	471,178	30,188	501,366
20 繰越金	2,029,967	40,440	2,070,407
1 繰越金	2,029,967	40,440	2,070,407
1 繰越金	2,029,967	40,440	2,070,407
22 市債	3,014,105	5,900	3,020,005

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2	戸籍住民基本 台帳費補助金	34,525	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金	34,525
1	保健衛生費補 助金	138,893	5 母子保健衛生費国庫補助金 11 出産・子育て応援交付金	339 138,554
3	地方創生臨時 交付金	339	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	339
2	小学校費補助 金	2,450	6 学校保健特別対策事業費補助金	2,450
3	中学校費補助 金	1,470	6 学校保健特別対策事業費補助金	1,470
5	地方創生臨時 交付金	6,495	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,495
1	保健衛生費補 助金	30,188	10 出産・子育て応援交付金	30,188
1	前年度繰越金	40,440	1 前年度繰越金	40,440

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	市債	3,014,105	5,900	3,020,005
	2 民生債	5,700	5,900	11,600
歳 入 合 計		87,243,621	260,700	87,504,321

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉債	5,900	2 萩園いこいの里整備事業債	5,900

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	8,890,905	34,525	8,925,430		
3 戸籍住民基本台帳費	629,976	34,525	664,501		
1 戸籍住民基本台帳費	629,976	34,525	664,501	国庫支出金	34,525
3 民生費	39,329,160	7,425	39,336,585		
1 社会福祉費	18,248,442	7,425	18,255,867		
5 老人福祉施設費	78,765	7,425	86,190	地方債	5,900
				一般財源	1,525
4 衛生費	11,794,597	207,176	12,001,773		
1 保健衛生費	6,909,110	199,619	7,108,729		
3 母子衛生費	895,449	199,619	1,095,068	国庫支出金	139,232
				県支出金	30,188
				一般財源	30,199
2 清掃費	4,885,487	7,557	4,893,044		

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	報酬		2,873	60 個人番号カード等交付事務管理経費 34,525
4	共済費		666	
9	旅費		2,399	
	1 費用弁償		2,399	
13	委託料		28,587	
15	工事請負費		7,425	50 萩園いこいの里管理経費 7,425
11	需用費		20	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費 687 90 いとしのベビー出産・子育て応援事業費 198,932
	1 消耗品費		20	
12	役務費		613	
	1 通信運搬費		613	
13	委託料		18,426	
19	負担金補助及び交付金		180,560	

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 じんかい処理費	2,912,430	7,557	2,919,987	一般財源	7,557
10	教育費	8,677,322	11,574	8,688,896		
	2 小学校費	1,653,431	8,446	1,661,877		
	1 学校管理費	1,349,354	6,047	1,355,401	国庫支出金	4,900
					一般財源	1,147
	2 教育振興費	304,077	2,399	306,476	国庫支出金	2,399
	3 中学校費	887,913	3,116	891,029		
	1 学校管理費	714,991	2,940	717,931	国庫支出金	2,940
	2 教育振興費	172,922	176	173,098	国庫支出金	176
	5 社会教育費	1,410,874	12	1,410,886		
	2 文化財保護費	599,094	12	599,106	一般財源	12
歳 出 合 計		87,243,621	260,700	87,504,321		

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
11 需用費		7,557	20 収集運搬経費	2,557
	2 燃料費	2,557	1 収集業務経費	2,557
	5 光熱水費	5,000	70 最終処分場経費	5,000
11 需用費		3,241	20 一般管理経費	289
	1 消耗品費	3,241	90 学校施設整備事業費	858
18 備品購入費		2,806	120 新型コロナウイルス感染症対策事業費	4,900
13 委託料		394	50 情報機器配備運営経費	2,399
18 備品購入費		2,005		
11 需用費		944	120 新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,940
	1 消耗品費	944		
18 備品購入費		1,996		
18 備品購入費		176	50 情報機器配備運営経費	176
22 補償補填及び 賠償金		12	90 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費	12

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,596 (1,575)	1,153,666	13,211,731	2,306,005	15,517,736	
補正前	1,596 (1,569)	1,150,793	13,208,858	2,305,339	15,514,197	
比較	0 (6)	2,873	2,873	666	3,539	

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,496)	1,153,666	1,319,968	156,452	1,476,420	
補正前	(1,490)	1,150,793	1,317,095	155,786	1,472,881	
比較	(6)	2,873	2,873	666	3,539	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			補 正 前	補 正 後
		補 正 前 の 額	補 正 額	計		
1 普通債	37,352,609	2,386,500	5,900	2,392,400	36,767,854	36,773,754
(2) 民 生	3,033,703	5,700	5,900	11,600	2,720,318	2,726,218
合 計	64,168,859	3,687,005	5,900	3,692,905	62,286,311	62,292,211

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主な建設改良事業			
資産購入	787,321千円	224,786千円	1,012,107千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 病院事業費用	13,009,424千円	59,730千円	13,069,154千円
第1項 医業費用	12,728,947千円	59,730千円	12,788,677千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,841千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額368,927千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	1,937,301千円	224,700千円	2,162,001千円
第1項 企業債	1,421,700千円	224,700千円	1,646,400千円
支出			
第1款 資本的支出	2,306,142千円	224,786千円	2,530,928千円
第1項 建設改良費	1,496,137千円	224,786千円	1,720,923千円

(企業債の補正)

第5条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり補正する。

追加

(単位 千円)

起債の 目的	補正前	補正後	起債の方法	利 率	償還の方法
	限度額	限度額			
手術支援ロ ボット購入		224,700	普通貸借又は証 券発行。 事業の進捗その 他の都合により 起債前借り又は 翌年度に繰り越 して借り入れる ことができる。	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる公的資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	公的資金につい ては、その融資 条件により、民 間等資金の場合 には、その債権 者との融資条件 による。 ただし、企業財 政の都合によ り、繰上償還、 償還年限の短縮 又は低利債に借 り換えることが できる。
計	1,421,700	1,646,400			

(重要な資産の取得)

第6条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

追加

種 類	名 称	数 量
医療機器	手術支援ロボット	一式

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			13,009,424	59,730	13,069,154	
	1 医業費用		12,728,947	59,730	12,788,677	
		3 経費	2,520,332	59,730	2,580,062	

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,937,301	224,700	2,162,001	
	1 企業債		1,421,700	224,700	1,646,400	
		1 企業債	1,421,700	224,700	1,646,400	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			2,306,142	224,786	2,530,928	
	1 建設改良費		1,496,137	224,786	1,720,923	
		2 資産購入費	787,321	224,786	1,012,107	

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 692,140	△ 79,430	△ 771,570
減価償却費	616,970		616,970
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 99,719		△ 99,719
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 12,198		△ 12,198
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,123		12,123
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 21,455		△ 21,455
長期前受金戻入額	△ 231,429		△ 231,429
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	103,331		103,331
長期前払消費税勘定償却	18,595		18,595
固定資産除却費	14,425		14,425
その他特別損失	8,350		8,350
未収金の増減額 (△は増加)	22,020		22,020
未払金の増減額 (△は減少)	130,942		130,942
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,959		20,959
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 2,162		△ 2,162
小計	△ 111,389	△ 79,430	△ 190,819
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 103,331		△ 103,331
消費税及び地方消費税の支払額	△ 31,946		△ 31,946
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 246,665	△ 79,430	△ 326,095
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,272,468	△ 204,351	△ 1,476,819
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	3,850		3,850
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	510,351		510,351
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 760,267	△ 204,351	△ 964,618
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,421,700	224,700	1,646,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 806,605		△ 806,605
リース債務返済による支出	△ 63,763		△ 63,763
財務活動によるキャッシュ・フロー	551,332	224,700	776,032
資金増加額 (又は減少額)	△ 455,602	△ 59,081	△ 514,683
資金期首残高	3,274,329		3,274,329
資金期末残高	2,818,727	△ 59,081	2,759,646

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,746,072		18,746,072
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,062,737		<u>△ 11,062,737</u>
ウ 構 築 物	267,083		267,083
減 価 償 却 累 計 額	△ 179,614		<u>△ 179,614</u>
エ 器 械 備 品	5,403,138	204,351	5,607,489
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,965,780		<u>△ 3,965,780</u>
オ 車 両	5,749		5,749
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462		<u>△ 5,462</u>
カ リ ー ス 資 産	202,702		202,702
減 価 償 却 累 計 額	△ 92,401		<u>△ 92,401</u>
キ 建 設 仮 勘 定	446,360		446,360
有 形 固 定 資 産 合 計			10,305,725
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	49,950		<u>49,950</u>
無 形 固 定 資 産 合 計			51,753
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	2,945		2,945
イ 長 期 前 払 消 費 税	59,374		59,374
ウ そ の 他 投 資	5,858		<u>5,858</u>
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>68,177</u>
固 定 資 産 合 計			10,425,655
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	2,927,321	△ 59,081	2,868,240
(2) 未 収 金	1,711,191		1,711,191
貸 倒 引 当 金	△ 114,856		<u>△ 114,856</u>
(3) 貯 蔵 品	94,129		<u>94,129</u>
流 動 資 産 合 計			<u>4,558,704</u>
資 産 合 計			<u>14,984,359</u>

区 分		既決予定額	補正予定額	計
負債の部				
3	固定負債			
(1)	企業債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,026,653	224,700	<u>8,251,353</u>
	企業債合計			8,251,353
(2)	リース債	85,623		85,623
(3)	引当金			
	ア 退職給付引当金	1,531,632		<u>1,531,632</u>
	引当金合計			<u>1,531,632</u>
	固定負債合計			9,868,608
4	流動負債			
(1)	企業債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	781,706		<u>781,706</u>
	企業債合計			781,706
(2)	リース債	35,833		35,833
(3)	未払金	1,097,882		1,097,882
(4)	引当金			
	ア 賞与引当金	342,072		342,072
	イ 修繕引当金	1		1
	ウ その他引当金	63,833		<u>63,833</u>
	引当金合計			405,906
(5)	その他流動負債			
	ア 預り金	42,295		<u>42,295</u>
	その他流動負債合計			<u>42,295</u>
	流動負債合計			2,363,622
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	ア 補助金	750,739		750,739
	イ 一般会計繰入金	6,590,348		6,590,348
	ウ その他の他	0		0
	長期前受金合計			7,341,087
(2)	収益化累計額			
	ア 補助金	△ 393,290		△ 393,290
	イ 一般会計繰入金	△ 5,643,123		△ 5,643,123
	ウ その他の他	0		0
	収益化累計額合計			<u>△ 6,036,413</u>
	繰延収益合計			<u>1,304,674</u>
	負債合計			<u>13,536,904</u>
資本の部				
6	資本金	5,383,112		5,383,112
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	ア 受贈財産評価額	320		320
	イ 寄附金	21,048		21,048
	ウ 補助金	219,150		219,150
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>
	資本剰余金合計			1,779,429
(2)	欠損			
	ア 当年度未処理欠損金	5,635,656	79,430	<u>5,715,086</u>
	欠損金合計			<u>5,715,086</u>
	剰余金合計			<u>△ 3,935,657</u>
	資本合計			<u>1,447,455</u>
	負債資本合計			<u>14,984,359</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設(平成10年度から平成15年度)、別棟建設(平成28年度から令和元年度)及び本館改修(令和2年度から令和3年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 81,858 千円、90,044 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,465,617千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和4年度茅ヶ崎市病院
収益的収入

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	13,009,424	59,730	13,069,154
1 医療費用	12,728,947	59,730	12,788,677
3 経費	2,520,332	59,730	2,580,062

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
6 光 熱 水 費	59,730	

令和 4 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入	1,937,301	224,700	2,162,001
1 企 業 債	1,421,700	224,700	1,646,400
1 企 業 債	1,421,700	224,700	1,646,400

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出	2,306,142	224,786	2,530,928
1 建 設 改 良 費	1,496,137	224,786	1,720,923
2 資 産 購 入 費	787,321	224,786	1,012,107

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 企業債		224,700	手術支援ロボット購入債 224,700

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 資産購入費		224,786	

副市長の選任について

次の者を茅ヶ崎市副市長に選任したいので同意されたい。

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 塩崎 威

生年月日 (略)

提案理由

本案は、副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

塩 崎 威
(略)

經 歷

(以下略)

参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

第六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第六十二条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

副市長の選任について

次の者を茅ヶ崎市副市長に選任したいので同意されたい。

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 岸 宏 司

生年月日 (略)

提案理由

本案は、副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

岸 宏 司
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 自 治 法 抜 粹

第百六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第百六十二条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第百六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

教育委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 赤坂 雅裕
生年月日 (略)

提案理由

本案は、教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

赤 坂 雅 裕
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第3項から第5項まで省略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 動産の名称 茅ヶ崎市立小・中学校可搬式インターホン
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 97,328,000円
- 4 納入期限 令和5年3月31日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市浜之郷398
株式会社ヒラボウ 茅ヶ崎営業所
営業所長 新子 正樹

提案理由

本案は、茅ヶ崎市立小・中学校可搬式インターホンの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年12月1日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金7,860円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和4年8月23日午前11時頃、松浪中学校敷地内職員・来客用玄関前において、部活動中に生徒が蹴ったボールが駐車していた相手方所有の車に当たり、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。